

介護保険制度の第1号保険料(65歳以上)

保険料別市町村分布

区 分 (月 額)	市町村数	市町村割合(%)	人口割合(%)
4000円超	1	0.03	0.01
3500 " ~ 4000円以下	97	3.34	1.46
3000 " ~ 3500円以下	679	23.41	37.59
2500 " ~ 3000円以下	1422	49.02	51.93
2000 " ~ 2500円以下	617	21.27	8.43
2000円以下	85	2.93	0.58

(注) 上記の数値は、市町村の条例に規定されている第3段階の保険料を
月額に換算したものの。

(参考) 全国平均額 約 2,900円

平成 12 年度 第 1 号保険料の収納状況について
 (定点市町村における調査結果の概要)

〔 調査対象 〕 定点市町村 (112 市町村) 〔 調査時期 〕 平成 13 年 8 月

1 . 12 年度における収納率

	特別徴収と 普通徴収の合計	普通徴収のみ
合 計 (107 市町村)	9 8 . 6 %	9 2 . 8 %

金額ベースでの加重平均 (回答市町村の収納額合計 ÷ 調定額合計)

参考 : 市町村ごとの収納率の単純平均

合 計 (107 市町村)	9 9 . 1 %	9 4 . 6 %
--------------------	-----------	-----------

参考 : 前回調査の結果 (10 月調定分の 12 月末までの状況・単純平均)

合 計 (76 市町村)	9 8 . 9 %	9 1 . 2 %
-------------------	-----------	-----------

2 . 規模別収納率

5,000 人未満 (37 市町村)	9 9 . 4 %	9 5 . 7 %
5,000 人以上 30,000 人未満 (35 市町村)	9 9 . 2 %	9 5 . 1 %
30,000 人以上 (35 市町村)	9 8 . 5 %	9 2 . 5 %

金額ベースでの加重平均 (回答市町村の収納額合計 ÷ 調定額合計)

3 . 普通徴収における口座振替の割合

平均 4 2 . 4 % (105 市町村)

(参考 : 前回調査 (13 年 1 月) の結果 4 0 . 6 % (76 市町村))

保険料水準とサービス受給者数等の状況

保険料水準の高い保険者(高位10団体)

市町村	保険料(円)	人口(人) A	第1号被保険者数 (人) B	高齢化率(%) B/A	要介護認定者数 (人) C	C/B(%)	サービス受給者数(人)			F/B(%)
							居宅介護 D(%)	施設介護 E(%)	計 F(%)	
A 町(北海道)	4,100	9,949	1,623	16.3	250	15.4	111 (53.9)	95 (46.1)	206 (100.0)	12.7
B 町(北海道)	4,000	7,040	1,805	25.6	236	13.1	71 (35.1)	131 (64.9)	202 (100.0)	11.2
C 町(北海道)	4,000	6,911	1,583	22.9	246	15.5	92 (46.5)	106 (53.5)	198 (100.0)	12.5
D 村(東京都)	4,000	297	76	25.6	13	17.1	8 (88.9)	1 (11.1)	9 (100.0)	11.8
E 村(東京都)	4,000	199	30	15.1	4	13.3	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	13.3
F 町(福井県)	4,000	6,600	1,770	26.8	214	12.1	59 (31.1)	131 (68.9)	190 (100.0)	10.7
G 村(高知県)	4,000	6,340	1,719	27.1	254	14.8	131 (62.7)	78 (37.3)	209 (100.0)	12.2
H 村(沖縄県)	4,000	14,421	2,122	14.7	369	17.4	187 (57.4)	139 (42.6)	326 (100.0)	15.4
I 村(沖縄県)	3,955	3,502	1,063	30.4	216	20.3	79 (45.7)	94 (54.3)	173 (100.0)	16.3
J 市(沖縄県)	3,908	55,505	7,942	14.3	1,268	16.0	585 (55.9)	461 (44.1)	1,046 (100.0)	13.2

全国計	(平均額)約2,900	126,071,305	22,516,030	17.9	2,627,675	11.7	1,451,787 (69.0)	652,061 (31.0)	2,103,848 (100.0)	9.3
-----	-------------	-------------	------------	------	-----------	------	------------------	----------------	-------------------	-----

保険料水準の低い保険者(低位10団体)

市町村	保険料(円)	人口(人) A	第1号被保険者数 (人) B	高齢化率(%) B/A	要介護認定者数 (人) C	C/B(%)	サービス受給者数(人)			F/B(%)
							居宅介護 D(%)	施設介護 E(%)	計 F(%)	
Q 町(福島県)	1,728	13,060	3,045	23.3	266	8.7	157 (75.8)	50 (24.2)	207 (100.0)	6.8
R 村(茨城県)	1,725	4,873	1,511	31.0	153	10.1	75 (70.8)	31 (29.2)	106 (100.0)	7.0
S 町(福島県)	1,715	5,622	1,340	23.8	99	7.4	57 (76.0)	18 (24.0)	75 (100.0)	5.6
T 町(茨城県)	1,700	10,345	1,721	16.6	134	7.8	74 (72.5)	28 (27.5)	102 (100.0)	5.9
U 町(福島県)	1,685	5,975	1,431	23.9	143	10.0	106 (86.2)	17 (13.8)	123 (100.0)	8.6
V 村(山梨県)	1,685	1,648	371	22.5	30	8.1	20 (74.1)	7 (25.9)	27 (100.0)	7.3
W 村(福島県)	1,655	3,499	947	27.1	101	10.7	67 (69.1)	30 (30.9)	97 (100.0)	10.2
X 村(山梨県)	1,633	2,374	562	23.7	32	5.7	8 (38.1)	13 (61.9)	21 (100.0)	3.7
Y 村(茨城県)	1,627	2,595	693	26.7	65	9.4	39 (75.0)	13 (25.0)	52 (100.0)	7.5
Z 町(茨城県)	1,533	24,635	7,496	30.4	645	8.6	358 (70.2)	152 (29.8)	510 (100.0)	6.8

(注) 1、保険料については、条例に規定されている月額である。

2、人口は、平成12年3月末日現在の住民基本台帳の数値である。

3、高齢化率については、便宜上、第1号被保険者数(平成13年5月末日現在)を人口で除した。

4、第1号被保険者数、要介護認定者数については、平成13年5月末日、サービス受給者数については、5月サービスに係る人数である。

5、保険料、人口以外については、介護保険事業状況報告の数値である。

低所得者に対する保険料単独減免の実施状況について（暫定版）

1. 調査の概要

調査時点：平成13年10月1日現在

調査対象：全国3,247市町村

2. 結果の概要（速報：今後修正の可能性あり）

平成13年10月1日現在における単独減免市町村数は310。

前回調査（H13.4.1現在）と比較した単独減免を行っている市町村の増加数は171であり、3原則遵守はこのうち145（増加している市町村のうち84.8%は3原則遵守の方法により実施。）

調査時点	単独減免を行っている市町村数	3原則遵守	3原則非遵守
H12.10.1	72	4	68
H13.4.1	139 (67)	43 (39)	96 (28)
H13.10.1	310 (171 [100%])	188 (145 [84.8%])	122 (26 [15.2%])

()は前回調査時点からの増加数

[]は割合

3原則を遵守していない減免数122のうち、

免除まで行っているもの 84

一律に減免しているもの 23

一般財源を繰り入れているもの 74

都道府県別人口、65歳以上人口及び入所定員数、病床数、高齢化率、65歳以上人口に対する定員数・病床数割合

	人口	65歳以上人口 (高齢化率)	介護保険施設定員数・病床数計	介護老人福祉施設入所定員数	介護老人保健施設入所定員数	介護療養型医療施設病床数
総数	126,920,000	22,270,900 (17.5)	669,179 (3.00)	309,817 (1.39)	240,764 (1.08)	118,598 (0.53)
北海道	5,683,000	1,018,400 (17.9)	40,561 (3.98)	17,152 (1.68)	12,007 (1.18)	11,402 (1.12)
青森県	1,475,600	289,200 (19.6)	10,631 (3.68)	4,662 (1.61)	4,864 (1.68)	1,105 (0.38)
岩手県	1,416,200	314,300 (22.2)	10,385 (3.30)	4,748 (1.51)	4,640 (1.48)	997 (0.32)
宮城県	2,365,200	414,800 (17.5)	10,269 (2.48)	5,174 (1.25)	4,482 (1.08)	613 (0.15)
秋田県	1,189,200	279,300 (23.5)	10,203 (3.65)	4,925 (1.76)	4,332 (1.55)	946 (0.34)
山形県	1,244,000	290,200 (23.3)	8,431 (2.91)	5,116 (1.76)	2,886 (0.99)	429 (0.15)
福島県	2,127,000	433,900 (20.4)	10,287 (2.37)	5,170 (1.19)	4,450 (1.03)	667 (0.15)
茨城県	2,985,500	517,300 (17.3)	13,249 (2.56)	5,773 (1.12)	6,034 (1.17)	1,442 (0.28)
栃木県	2,004,800	347,500 (17.3)	9,069 (2.61)	4,154 (1.20)	4,122 (1.19)	793 (0.23)
群馬県	2,025,000	375,600 (18.5)	10,480 (2.79)	4,727 (1.26)	4,475 (1.19)	1,278 (0.34)
埼玉県	6,938,000	895,500 (12.9)	21,382 (2.39)	10,134 (1.13)	7,768 (0.87)	3,480 (0.39)
千葉県	5,926,300	830,700 (14.0)	21,780 (2.62)	9,584 (1.15)	9,379 (1.13)	2,817 (0.34)
東京都	12,059,400	1,947,000 (16.1)	41,527 (2.13)	28,048 (1.44)	9,613 (0.49)	3,866 (0.20)
神奈川県	8,490,000	1,134,500 (13.4)	25,907 (2.28)	12,949 (1.14)	8,545 (0.75)	4,413 (0.39)
新潟県	2,475,800	537,300 (21.7)	17,970 (3.34)	8,062 (1.50)	7,703 (1.43)	2,205 (0.41)
富山県	1,120,800	241,900 (21.6)	9,371 (3.87)	3,451 (1.43)	3,412 (1.41)	2,508 (1.04)
石川県	1,180,900	219,200 (18.6)	8,531 (3.89)	3,508 (1.60)	3,110 (1.42)	1,913 (0.87)
福井県	829,000	170,200 (20.5)	6,492 (3.81)	3,087 (1.81)	2,349 (1.38)	1,056 (0.62)
山梨県	888,200	181,900 (20.5)	4,566 (2.51)	2,119 (1.16)	2,050 (1.13)	397 (0.22)
長野県	2,214,400	489,400 (22.1)	12,768 (2.61)	6,640 (1.36)	4,680 (0.96)	1,448 (0.30)
岐阜県	2,107,700	385,400 (18.3)	9,917 (2.57)	4,166 (1.08)	4,836 (1.25)	915 (0.24)
静岡県	3,767,400	676,600 (18.0)	14,994 (2.22)	7,231 (1.07)	5,167 (0.76)	2,596 (0.38)
愛知県	7,043,200	1,034,900 (14.7)	25,542 (2.47)	10,917 (1.05)	10,274 (0.99)	4,351 (0.42)
三重県	1,857,400	366,300 (19.7)	10,324 (2.82)	4,738 (1.29)	4,594 (1.25)	992 (0.27)
滋賀県	1,342,800	219,400 (16.3)	5,461 (2.49)	2,755 (1.26)	1,910 (0.87)	796 (0.36)
京都府	2,644,300	467,100 (17.7)	14,891 (3.19)	6,339 (1.36)	4,496 (0.96)	4,056 (0.87)
大阪府	8,804,900	1,330,200 (15.1)	36,806 (2.77)	17,283 (1.30)	12,375 (0.93)	7,148 (0.54)
兵庫県	5,550,800	956,500 (17.2)	27,908 (2.92)	13,969 (1.46)	8,989 (0.94)	4,950 (0.52)
奈良県	1,443,000	246,700 (17.1)	6,813 (2.76)	4,069 (1.65)	2,140 (0.87)	604 (0.24)
和歌山県	1,069,900	232,300 (21.7)	7,169 (3.09)	3,585 (1.54)	2,811 (1.21)	773 (0.33)
鳥取県	613,200	141,800 (23.1)	5,017 (3.54)	2,451 (1.73)	1,837 (1.30)	729 (0.51)
島根県	761,500	195,700 (25.7)	6,611 (3.38)	3,735 (1.91)	1,745 (0.89)	1,131 (0.58)
岡山県	1,950,700	407,900 (20.9)	14,291 (3.50)	6,472 (1.59)	5,500 (1.35)	2,319 (0.57)
広島県	2,879,000	540,100 (18.8)	18,576 (3.44)	8,235 (1.52)	6,435 (1.19)	3,906 (0.72)
山口県	1,528,100	342,000 (22.4)	13,621 (3.98)	5,306 (1.55)	3,910 (1.14)	4,405 (1.29)
徳島県	824,100	185,000 (22.4)	8,730 (4.72)	2,830 (1.53)	3,850 (2.08)	2,050 (1.11)
香川県	1,022,800	228,100 (22.3)	7,489 (3.28)	3,243 (1.42)	2,951 (1.29)	1,295 (0.57)
愛媛県	1,493,100	320,800 (21.5)	10,121 (3.15)	4,128 (1.29)	3,628 (1.13)	2,365 (0.74)
高知県	814,000	194,900 (23.9)	8,714 (4.47)	3,258 (1.67)	2,004 (1.03)	3,452 (1.77)
福岡県	5,015,700	863,300 (17.2)	34,041 (3.94)	12,594 (1.46)	12,720 (1.47)	8,727 (1.01)
佐賀県	876,700	179,500 (20.5)	7,137 (3.98)	2,841 (1.58)	2,713 (1.51)	1,583 (0.88)
長崎県	1,516,500	311,900 (20.6)	11,506 (3.69)	5,127 (1.64)	4,225 (1.35)	2,154 (0.69)
熊本県	1,859,400	392,500 (21.1)	16,765 (4.27)	6,260 (1.59)	5,594 (1.43)	4,911 (1.25)
大分県	1,221,100	279,200 (22.9)	9,155 (3.28)	4,113 (1.47)	3,529 (1.26)	1,513 (0.54)
宮崎県	1,170,000	251,800 (21.5)	8,658 (3.44)	3,673 (1.46)	2,935 (1.17)	2,050 (0.81)
鹿児島県	1,786,100	407,200 (22.8)	15,417 (3.79)	7,251 (1.78)	4,963 (1.22)	3,203 (0.79)
沖縄県	1,318,300	185,700 (14.1)	9,646 (5.19)	4,065 (2.19)	3,732 (2.01)	1,849 (1.00)

資料：人口は、「平成12年国勢調査抽出速報集計」（平成12年10月1日現在）、入所定員数、病床数は、平成13年4月1日現在の実績

第1期介護保険事業計画におけるサービス見込量(平成13年度分)

NO. 都道府県名	65歳以上人口	居宅サービス量見込									
		訪問介護		訪問看護		通所サービス		短期入所サービス		痴呆対応型共同生活介護	
		(時間/年)	65歳以上1人あたり (時間/年)	(時間/年)	65歳以上1人あたり (時間/年)	(回/年)	65歳以上1人あたり (回/年)	(週/年)	65歳以上1人あたり (週/年)	(利用者数)	65歳以上人口1万人あたり (利用者数)
1 北海道	1,018,400	6,436,500	6.32	1,265,800	1.24	3,863,600	3.79	158,900	0.156	582	5.71
2 青森県	289,200	1,772,492	6.13	341,901	1.18	1,342,261	4.64	45,490	0.157	229	7.92
3 岩手県	314,300	1,571,899	5.00	307,956	0.98	1,132,804	3.60	39,044	0.124	231	7.35
4 宮城県	414,800	3,050,000	7.35	452,000	1.09	1,428,000	3.44	69,000	0.166	266	6.41
5 秋田県	279,300	1,532,635	5.49	216,549	0.78	885,803	3.17	47,022	0.168	143	5.12
6 山形県	290,200	1,538,214	5.30	265,929	0.92	1,095,000	3.77	57,000	0.196	350	12.06
7 福島県	433,900	2,559,641	5.90	601,885	1.39	1,494,831	3.45	73,982	0.171	95	2.19
8 茨城県	517,300	2,896,536	5.60	577,378	1.12	1,523,458	2.95	68,610	0.133	250	4.83
9 栃木県	347,500	2,288,000	6.58	253,000	0.73	1,286,000	3.70	64,500	0.186	207	5.96
10 群馬県	375,600	2,537,000	6.75	451,000	1.20	1,627,000	4.33	61,857	0.165	380	10.12
11 埼玉県	895,500	5,743,900	6.41	1,008,100	1.13	2,974,100	3.32	143,100	0.160	270	3.02
12 千葉県	830,700	5,490,591	6.61	890,600	1.07	2,422,661	2.92	149,606	0.180	349	4.20
13 東京都	1,947,000	21,742,476	11.17	2,949,200	1.51	5,820,551	2.99	261,112	0.134	416	2.14
14 神奈川県	1,134,500	12,018,736	10.59	1,688,651	1.49	4,169,145	3.67	225,915	0.199	573	5.05
15 新潟県	537,300	3,399,793	6.33	550,165	1.02	2,048,959	3.81	119,276	0.222	684	12.73
16 富山県	241,900	1,061,000	4.39	214,000	0.88	1,068,000	4.42	41,900	0.173	103	4.26
17 石川県	219,200	948,982	4.33	210,311	0.96	1,167,797	5.33	35,948	0.164	310	14.14
18 福井県	170,200	1,004,026	5.90	287,621	1.69	744,856	4.38	31,982	0.188	126	7.40
19 山梨県	181,900	849,251	4.67	209,458	1.15	698,871	3.84	31,642	0.174	178	9.79
20 長野県	489,400	3,399,714	6.95	745,643	1.52	1,845,857	3.77	80,800	0.165	260	5.31
21 岐阜県	385,400	2,824,401	7.33	688,142	1.79	1,723,155	4.47	86,641	0.225	602	15.62
22 静岡県	676,600	5,359,000	7.92	975,000	1.44	2,856,000	4.22	140,000	0.207	246	3.64
23 愛知県	1,034,900	6,782,489	6.55	1,215,556	1.17	3,661,300	3.54	171,083	0.165	1,085	10.48
24 三重県	366,300	2,471,154	6.75	434,194	1.19	1,431,530	3.91	75,108	0.205	150	4.10
25 滋賀県	219,400	1,577,000	7.19	312,000	1.42	932,000	4.25	40,000	0.182	354	16.13
26 京都府	467,100	3,107,349	6.65	661,224	1.42	1,764,045	3.78	76,144	0.163	172	3.68
27 大阪府	1,330,200	10,973,047	8.25	2,309,042	1.74	5,464,780	4.11	259,260	0.195	579	4.35
28 兵庫県	956,500	6,697,124	7.00	1,272,077	1.33	3,393,770	3.55	178,648	0.187	392	4.10
29 奈良県	246,700	2,609,854	10.58	392,896	1.59	960,524	3.89	59,052	0.239	274	11.11
30 和歌山県	232,300	1,707,574	7.35	402,021	1.73	992,435	4.27	45,326	0.195	305	13.13
31 鳥取県	141,800	856,084	6.04	205,332	1.45	597,507	4.21	23,022	0.162	156	11.00
32 島根県	195,700	1,593,230	8.14	329,757	1.69	926,167	4.73	42,108	0.215	413	21.10
33 岡山県	407,900	2,837,197	6.96	580,350	1.42	1,770,041	4.34	72,156	0.177	321	7.87
34 広島県	540,100	3,885,284	7.19	844,168	1.56	2,379,364	4.41	102,940	0.191	367	6.80
35 山口県	342,000	1,654,000	4.84	324,000	0.95	1,185,000	3.46	49,950	0.146	237	6.93
36 徳島県	185,000	888,368	4.80	193,440	1.05	653,588	3.53	23,236	0.126	92	4.97
37 香川県	228,100	1,651,521	7.24	330,481	1.45	1,009,486	4.43	50,022	0.219	131	5.74
38 愛媛県	320,800	2,398,408	7.48	514,625	1.60	1,486,418	4.63	60,094	0.187	256	7.98
39 高知県	194,900	1,204,396	6.18	246,844	1.27	712,741	3.66	28,086	0.144	91	4.67
40 福岡県	863,300	6,027,736	6.98	1,322,464	1.53	3,946,540	4.57	132,416	0.153	748	8.66
41 佐賀県	179,500	1,083,373	6.04	229,064	1.28	725,725	4.04	24,248	0.135	138	7.69
42 長崎県	311,900	2,180,037	6.99	369,066	1.18	1,447,452	4.64	45,296	0.145	279	8.95
43 熊本県	392,500	2,031,259	5.18	400,730	1.02	1,570,322	4.00	52,689	0.134	339	8.64
44 大分県	279,200	2,065,773	7.40	325,019	1.16	1,392,821	4.99	49,036	0.176	277	9.92
45 宮崎県	251,800	1,825,000	7.25	406,714	1.62	1,272,286	5.05	38,400	0.153	317	12.59
46 鹿児島県	407,200	2,857,000	7.02	638,000	1.57	1,873,000	4.60	61,400	0.151	340	8.35
47 沖縄県	185,700	1,091,986	5.88	242,699	1.31	894,021	4.81	20,402	0.110	126	6.79
合計	22,270,900	162,081,030	7.28	29,652,052	1.33	85,661,572	3.85	3,813,449	0.171	14,789	6.64

65歳以上人口は、「平成12年国勢調査抽出速報集計」(平成12年10月1日現在)のものである

介護サービス施設・事業所の常勤換算従業者数
 (「介護サービス施設・事業所調査の概況」より)

1 居宅サービス・居宅介護支援(平成12年10月) 2 介護保険施設(平成12年10月)

サービス種類 (集計客体数/調査票配布事業所数)	常勤換算 従業者総数
訪問介護 (9,833/12,305)	76,973人
訪問入浴介護 (2,269/2,592)	9,426人
訪問看護ステーション (4,730/4,994)	22,302人
通所介護 (8,037/8,198)	70,949人
短期入所生活介護 (4,515/4,748)	98,796人
痴呆対応型共同生活介護 (675/702)	4,375人
福祉用具貸与 (2,685/3,522)	8,800人
居宅介護支援 (17,176/20,765)	32,884人

施設種類 (集計客体数/調査票配布施設数)	常勤換算 従業者総数
介護老人福祉施設 (4,463/4,486)	168,257人
介護老人保健施設 (2,667/2,683)	137,059人
介護療養型医療施設 (3,862/3,930)	93,736人

(注1) 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び居宅介護支援については、平成12年5月までに指定を受けた事業所に調査票を配布。その他については、平成12年10月1日現在の指定事業所・施設が対象。

(注2) 介護療養型医療施設は、介護保険適用病床を有する病棟の従業員数(医師、理学療法士、作業療法士を除く。)。

短期入所生活介護は、空床利用施設の従事者を含む。

介護保険に関連して実施した予算措置

1. 介護保険の円滑実施のための取組

高齢者保険料の特別措置

保険料の段階的徴収に伴う保険料軽減
7,850億円(11年度補正)

医療保険者対策

2号保険料上乘せに伴う保険者支援
1,260億円(11年度補正)

低所得者の利用者負担の軽減

12年度以降 120億円

2. 介護予防対策等の充実

介護予防・生活支援事業等を拡充

(11年度)100億円 (12年度以降)500億円

介護予防拠点整備を支援

11年度、12年度補正予算において各年度300億円計上

3. ゴールドプラン(21)に基づく基盤整備

特別養護老人ホーム等の施設整備

11年度(当初)	1,503億円	
11年度(補正等)	468億円	1,791億円
12年度(当初)	1,323億円	
12年度(補正等)	411億円	1,640億円
13年度(当初)	1,228億円	

認定者の年齢階級別・要介護度別状況

(単位:人)

	総人口(A)	計(B)	(B/A)	要支援(C)	(C/A)	要介護1(D)	(D/A)	要介護2(E)	(E/A)	要介護3(F)	(F/A)	要介護4(G)	(G/A)	要介護5(H)	(H/A)	
男性	計	61,962,573	802,191	(1.3%)	75,000	(0.1%)	197,485	(0.3%)	173,266	(0.3%)	126,717	(0.2%)	120,111	(0.2%)	109,612	(0.2%)
	65歳未満	52,740,457	53,646	(0.1%)	1,800	(0.0%)	12,334	(0.0%)	14,140	(0.0%)	8,660	(0.0%)	7,501	(0.0%)	9,211	(0.0%)
	65～70歳未満	3,357,281	81,445	(2.4%)	5,437	(0.2%)	18,568	(0.6%)	19,105	(0.6%)	13,424	(0.4%)	12,253	(0.4%)	12,658	(0.4%)
	70～75歳未満	2,670,270	129,293	(4.8%)	10,713	(0.4%)	29,998	(1.1%)	28,486	(1.1%)	20,843	(0.8%)	19,850	(0.7%)	19,403	(0.7%)
	75～80歳未満	1,625,822	152,057	(9.4%)	15,856	(1.0%)	37,465	(2.3%)	32,103	(2.0%)	23,223	(1.4%)	22,507	(1.4%)	20,903	(1.3%)
	80～85歳未満	915,268	157,022	(17.2%)	18,178	(2.0%)	40,459	(4.4%)	31,931	(3.5%)	23,763	(2.6%)	22,506	(2.5%)	20,185	(2.2%)
	85～90歳未満	477,083	142,366	(29.8%)	16,053	(3.4%)	37,626	(7.9%)	29,094	(6.1%)	22,047	(4.6%)	20,831	(4.4%)	16,715	(3.5%)
	90～95歳未満	149,295	69,875	(46.8%)	6,135	(4.1%)	17,673	(11.8%)	14,940	(10.0%)	11,601	(7.8%)	11,277	(7.6%)	8,249	(5.5%)
	95歳以上	27,097	16,487	(60.8%)	828	(3.1%)	3,362	(12.4%)	3,467	(12.8%)	3,156	(11.6%)	3,386	(12.5%)	2,288	(8.4%)
女性	計	64,734,709	1,898,350	(2.9%)	253,709	(0.4%)	547,744	(0.8%)	338,406	(0.5%)	245,459	(0.4%)	260,179	(0.4%)	252,853	(0.4%)
	65歳未満	51,951,673	48,852	(0.1%)	2,296	(0.0%)	13,179	(0.0%)	12,058	(0.0%)	7,010	(0.0%)	6,179	(0.0%)	8,130	(0.0%)
	65～70歳未満	3,748,658	84,350	(2.3%)	11,399	(0.3%)	26,329	(0.7%)	16,653	(0.4%)	9,974	(0.3%)	9,191	(0.2%)	10,804	(0.3%)
	70～75歳未満	3,230,306	176,402	(5.5%)	31,195	(1.0%)	56,830	(1.8%)	31,172	(1.0%)	19,110	(0.6%)	18,203	(0.6%)	19,892	(0.6%)
	75～80歳未満	2,524,778	329,911	(13.1%)	63,740	(2.5%)	107,759	(4.3%)	54,016	(2.1%)	35,347	(1.4%)	33,806	(1.3%)	35,243	(1.4%)
	80～85歳未満	1,699,421	454,676	(26.8%)	75,549	(4.4%)	144,924	(8.5%)	76,998	(4.5%)	52,746	(3.1%)	52,787	(3.1%)	51,672	(3.0%)
	85～90歳未満	1,055,240	460,141	(43.6%)	51,873	(4.9%)	129,474	(12.3%)	84,857	(8.0%)	63,980	(6.1%)	67,590	(6.4%)	62,367	(5.9%)
	90～95歳未満	420,986	265,206	(63.0%)	15,901	(3.8%)	58,713	(13.9%)	49,688	(11.8%)	43,471	(10.3%)	51,658	(12.3%)	45,775	(10.9%)
	95歳以上	103,647	78,812	(76.0%)	1,756	(1.7%)	10,536	(10.2%)	12,964	(12.5%)	13,821	(13.3%)	20,765	(20.0%)	18,970	(18.3%)
合計	計	126,697,282	2,700,541	(2.1%)	328,709	(0.3%)	745,229	(0.6%)	511,672	(0.4%)	372,176	(0.3%)	380,290	(0.3%)	362,465	(0.3%)
	65歳未満	104,692,130	102,498	(0.1%)	4,096	(0.0%)	25,513	(0.0%)	26,198	(0.0%)	15,670	(0.0%)	13,680	(0.0%)	17,341	(0.0%)
	65～70歳未満	7,105,939	165,795	(2.3%)	16,836	(0.2%)	44,897	(0.6%)	35,758	(0.5%)	23,398	(0.3%)	21,444	(0.3%)	23,462	(0.3%)
	70～75歳未満	5,900,576	305,695	(5.2%)	41,908	(0.7%)	86,828	(1.5%)	59,658	(1.0%)	39,953	(0.7%)	38,053	(0.6%)	39,295	(0.7%)
	75～80歳未満	4,150,600	481,968	(11.6%)	79,596	(1.9%)	145,224	(3.5%)	86,119	(2.1%)	58,570	(1.4%)	56,313	(1.4%)	56,146	(1.4%)
	80～85歳未満	2,614,689	611,698	(23.4%)	93,727	(3.6%)	185,383	(7.1%)	108,929	(4.2%)	76,509	(2.9%)	75,293	(2.9%)	71,857	(2.7%)
	85～90歳未満	1,532,323	602,507	(39.3%)	67,926	(4.4%)	167,100	(10.9%)	113,951	(7.4%)	86,027	(5.6%)	88,421	(5.8%)	79,082	(5.2%)
	90～95歳未満	570,281	335,081	(58.8%)	22,036	(3.9%)	76,386	(13.4%)	64,628	(11.3%)	55,072	(9.7%)	62,935	(11.0%)	54,024	(9.5%)
	95歳以上	130,744	95,299	(72.9%)	2,584	(2.0%)	13,898	(10.6%)	16,431	(12.6%)	16,977	(13.0%)	24,151	(18.5%)	21,258	(16.3%)

(注1) 受給者台帳に登録された平成13年6月末時点の要支援、要介護の人数である。

(注2) 65歳未満の者については、介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

国民健康保険中央会調べ、総人口は、「平成12年国勢調査」(平成12年10月1日現在)

利用者(利用回数、利用日数)の年齢階級別構成割合(%)

1. 居宅サービス

	総数	65歳未満	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上
訪問介護	100.0	5.7	7.2	12.4	18.9	22.1	20.1	13.5
訪問入浴介護	100.0	5.5	6.9	11.0	14.2	17.3	21.0	24.0
訪問看護	100.0	5.2	7.3	12.4	17.1	20.1	20.4	17.5
訪問リハビリテーション	100.0	12.7	13.2	17.8	19.1	16.6	12.8	7.8
居宅療養管理指導	100.0	3.6	5.8	10.9	15.9	20.7	23.0	20.0
通所介護	100.0	3.0	5.9	10.8	17.5	24.5	24.5	13.8
通所リハビリテーション	100.0	3.6	5.4	12.0	19.9	25.2	22.5	11.3
福祉用具貸与	100.0	5.1	7.4	12.8	17.3	20.5	20.8	16.1
短期入所生活介護	100.0	2.3	4.4	8.4	13.6	21.1	26.8	23.4
短期入所療養介護	100.0	2.5	4.3	9.4	14.9	22.1	26.2	20.7
痴呆対応型共同生活介護	100.0	1.5	3.3	8.5	19.2	28.6	25.4	13.6
特定施設入所者生活介護	100.0	1.2	3.0	8.0	16.6	23.2	26.5	21.6
居宅介護支援	100.0	4.0	6.5	12.0	18.7	23.4	21.9	13.6

2. 施設サービス

介護老人福祉施設	100.0	1.2	4.3	8.7	14.7	21.1	25.2	24.8
介護老人保健施設	100.0	1.5	2.9	7.7	15.3	23.6	27.2	21.9
介護療養型医療施設	100.0	3.9	4.8	8.8	13.8	20.2	24.3	24.2

注:福祉用具貸与、居宅介護支援は、受給者数
国民健康保険団体連合会平成13年5月審査分(データ未集計の69保険者分を除く。)

入院患者の状況について

65歳以上の入院患者の状況

(平成11年10月 患者調査より集計)

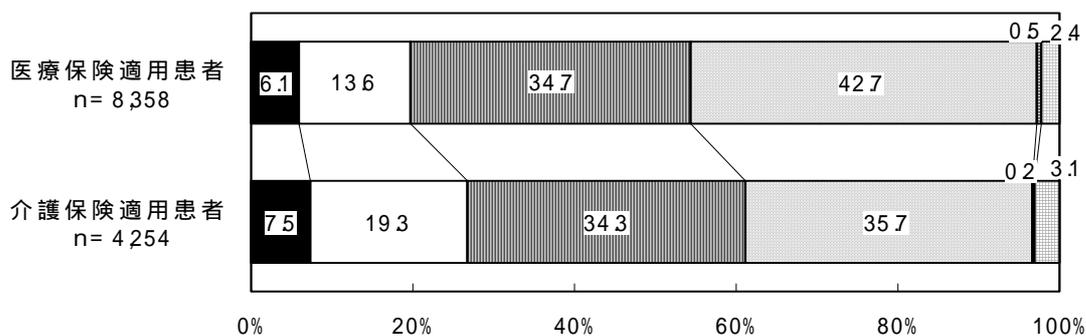
(%)

	総数	病院							一般診療所		
		精神病床	感染症病床	結核病床	老人病床	療養型病床群	その他の一般病床	療養型病床群	その他の病床		
推定患者数 (万人)	82.8	78.2	10.9	0.0	0.6	9.1	13.5	44.1	4.7	0.9	3.7
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生命の危険がある	7.3	7.3	2.6	4.2	7.0	4.4	4.2	10.0	6.9	3.5	7.8
生命の危険は少ないが入院治療、手術を要する	56.9	56.6	58.3	76.7	74.5	44.2	42.0	63.0	61.3	56.5	62.5
受け入れ条件が整えば退院可能	22.0	22.3	21.3	15.0	8.8	37.4	39.4	14.5	16.1	26.2	13.6
検査入院	1.8	1.8	0.2		0.9	0.2	0.1	3.1	0.9	0.3	1.0
その他	12.1	11.9	17.7	4.1	8.8	13.7	14.2	9.5	14.7	13.5	15.0

注：全国の病院のうち7/10(6,463施設)、一般診療所のうち7/100(5,901施設)を対象に調査。

医療保険適用と介護保険適用の療養型病床群の入院患者の状況

(平成13年 医療経済研究機構「療養型病床群における患者の実態等に関する調査研究」)



- 病状が不安定で常時医学的管理を要する
- 病状は安定しているが容態の急変が起きやすい
- ▨ 容態急変の可能性は低いが一定の医学的管理を要する
- 容態急変の可能性は低く福祉施設や在宅によって対応できる
- その他
- 無回答

注：全国の療養型病床群を有する病院のうち1/2(1,601施設)を対象に調査。有効回答率は15.8%(253施設)。

療養病床等を有する病院等の状況(平成13年9月1日現在)

NO.	都道府県	療養病床等を有する病院等		うち介護療養型医療施設				療養病床等に占める介護保険適用病床の割合(B)/(A)	計画達成率(B)/(C)
		施設数	病床数(A)	施設数	病床数	うち介護保険適用病床			
						病床数(B)	計画数(C)		
1	北海道	454	28,206	300	21,510	11,541	14,054	40.9%	82.1%
2	青森県	113	3,187	51	1,879	1,058	1,840	33.2%	57.5%
3	岩手県	86	3,027	50	1,916	994	1,647	32.8%	60.4%
4	宮城県	108	3,150	39	1,161	505	1,963	16.0%	25.7%
5	秋田県	39	2,456	18	1,667	960	1,952	39.1%	49.2%
6	山形県	40	1,911	23	1,204	445	1,585	23.3%	28.1%
7	福島県	81	3,960	39	1,905	677	2,079	17.1%	32.6%
8	茨城県	132	6,252	68	3,009	1,440	3,568	23.0%	40.4%
9	栃木県	73	8,137	23	1,804	798	2,554	9.8%	31.2%
10	群馬県	82	4,269	43	2,706	1,255	3,179	29.4%	39.5%
11	埼玉県	154	14,020	74	5,740	3,464	9,680	24.7%	35.8%
12	千葉県	171	10,919	88	6,249	2,896	7,257	26.5%	39.9%
13	東京都	235	17,758	90	7,740	3,933	12,900	22.1%	30.5%
14	神奈川県	142	10,434	78	8,006	4,392	9,099	42.1%	48.3%
15	新潟県	72	4,901	47	3,821	2,374	3,521	48.4%	67.4%
16	富山県	85	5,075	68	4,863	2,593	2,900	51.1%	89.4%
17	石川県	99	10,627	61	5,109	1,835	2,210	17.3%	83.0%
18	福井県	76	2,784	55	2,437	1,067	1,230	38.3%	86.7%
19	山梨県	46	2,541	19	997	419	1,085	16.5%	38.6%
20	長野県	90	3,431	63	2,619	1,489	1,801	43.4%	82.7%
21	岐阜県	78	2,716	45	2,578	945	2,466	34.8%	38.3%
22	静岡県	93	8,838	45	5,197	2,703	6,793	30.6%	39.8%
23	愛知県	202	12,656	124	8,127	4,365	9,020	34.5%	48.4%
24	三重県	88	3,984	48	2,304	1,013	2,141	25.4%	47.3%
25	滋賀県	27	1,843	18	1,496	796	1,525	43.2%	52.2%
26	京都府	88	6,660	72	5,944	4,196	4,738	63.0%	88.6%
27	大阪府	272	23,055	130	10,921	7,161	13,472	31.1%	53.2%
28	兵庫県	249	14,540	140	7,960	4,980	6,037	34.3%	82.5%
29	奈良県	21	2,156	9	1,222	608	1,351	28.2%	45.0%
30	和歌山県	78	2,800	42	1,691	793	1,846	28.3%	43.0%
31	鳥取県	46	1,742	26	1,354	729	946	41.8%	77.1%
32	島根県	55	2,464	44	2,085	1,122	1,421	45.5%	79.0%
33	岡山県	163	5,958	116	4,899	2,295	2,935	38.5%	78.2%
34	広島県	281	11,809	163	6,321	4,011	5,652	34.0%	71.0%
35	山口県	135	10,563	82	8,920	4,400	5,010	41.7%	87.8%
36	徳島県	158	5,525	105	4,453	2,033	2,751	36.8%	73.9%
37	香川県	139	3,470	106	3,012	1,342	1,795	38.7%	74.8%
38	愛媛県	201	6,983	113	4,942	2,344	3,327	33.6%	70.5%
39	高知県	98	7,726	84	7,003	3,448	3,548	44.6%	97.2%
40	福岡県	494	24,591	244	18,059	8,661	10,052	35.2%	86.2%
41	佐賀県	127	4,559	59	3,262	1,583	2,063	34.7%	76.7%
42	長崎県	212	7,530	155	5,986	2,164	2,984	28.7%	72.5%
43	熊本県	310	13,333	185	10,503	4,897	5,580	36.7%	87.8%
44	大分県	175	3,998	139	2,567	1,514	2,625	37.9%	57.7%
45	宮崎県	173	4,824	82	3,136	2,016	2,869	41.8%	70.3%
46	鹿児島県	352	12,383	215	9,163	3,206	3,396	25.9%	94.4%
47	沖縄県	83	4,944	66	4,515	1,833	1,857	37.1%	98.7%
合計		6,776	358,695	3,954	233,962	119,293	194,304	33.3%	61.4%

(老健局振興課調べ)

- 「療養病床等」は療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟・介護力強化病棟の病床である。「病院等」には診療所を含む。
- 「施設数」は、療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟等の各病床(病棟)の種類ごとの指定施設数の単純合計となっているため、重複して計上されていることがあり得る。
- 「計画数」の網掛け部分については、平成13年度の計画数を定めていないため、平成16年度の計画数としている。

高齢者等の長期入院に係る診療報酬上の評価の在り方について(案)

1 現状と課題

高齢者の長期入院に係る診療報酬上の評価は、

一般病床については、入院期間が90日を超える場合には、検査、投薬、注射等を包括して評価（厚生労働大臣が定める状態にある場合を除く。）

療養病床については、「医療保険適用型」は診療報酬で、「介護保険適用型」は介護報酬でそれぞれ評価となっているところ。

療養病床については介護保険制度の創設により、上記のように医療保険と介護保険の両制度に分かれたが、医療ニーズが低く、介護施設や在宅での対応が可能な高齢者が「医療保険適用型」に引き続き入院しているなど、両者の機能分化は必ずしも十分ではないのが現状。

この背景としては、報酬体系の在り方など医療提供側に関わる課題と、利用者側に関わる課題が指摘されていることから、これらの課題に対応すべく、報酬体系の在り方や給付の在り方について見直しを行う。

2 見直しの方向性（案）

（1）基本的な考え方

高齢者等の長期入院に係る医療保険と介護保険の機能分担を促進する観点から、療養病床の報酬体系について次のようなそれぞれの機能を明確化する方向で見直しを行うとともに、長期入院に係る医療保険の給付の在り方について見直しを行うこととしてはどうか。

(主たる対象者)

医療保険適用型療養病床	介護保険適用型療養病床
長期にわたり療養を必要とする患者のうち、比較的医療密度の高い医学的管理を要する者 (例) ・脳血管疾患等の発症後3ヶ月以内で回復期リハビリを要する者 ・脊椎損傷、神経難病等により人工呼吸器管理を要する者 等	要介護者であって、医学的管理を伴う長期療養の必要な者 (例) ・糖尿病と痴呆の合併した者 ・経管栄養を要する独居者 等

(2) 具体的内容

ア 療養病床に係る診療報酬体系の見直し

在院日数による逡減等の見直し

【現 状】

診療報酬では在院日数により初期加算(30日以内)や長期減算(180日以上)がある。なお、介護報酬では初期加算(30日以内)はあるが長期減算はなく、要介護度により報酬水準が異なる。

【見直しの方向性】

医療密度に応じた報酬体系とするため、リハビリの必要度等に応じた報酬水準を設定するとともに、在院日数による逡減等を見直すこととしてはどうか。

また、上記の報酬体系の見直しと併せ、入院医療の必要性の低い患者に係る長期入院について、給付の在り方を見直すこととしてはどうか。(「イ 長期入院に係る給付の見直し」参照)

さらに、回復期リハビリテーションを要する者や難病患者等に係る特定入院料について、施設基準等を見直すこととしてはどうか。

人員配置の評価の見直し

【現 状】

医療法上は、「医療保険適用型」と「介護保険適用型」は同一の人員配置基準を適用。

報酬上は、診療報酬は看護配置 5 : 1 まで評価しているが、介護報酬は 6 : 1 のみ評価。また、看護配置 6 : 1 に対する看護補助者（介護職員）の配置の評価（3 : 1 ~ 6 : 1）は、診療報酬と介護報酬で同じ。（介護報酬での介護職員配置 3 : 1 の評価は平成 15 年 3 月まで）

【見直しの方向性】

医療密度の高い医学的管理を要する患者への対応を評価する観点から、診療報酬においては、看護職員について、評価の重点化を図ることとしてはどうか。

在宅等への復帰（退院）を促す取組みの評価

【現 状】

入院診療計画について、診療報酬では、入院した日から 7 日以内に患者に対し文書により交付・説明することを求めておりこれを行わなかった場合には入院基本料から減算（入院期間中 1 回に限る。）している。

【見直しの方向性】

在宅等への復帰を促す観点から、入院診療計画の定期的な見直しを評価するしくみを導入してはどうか。

イ 長期入院に係る給付の見直し

基本的な考え方

長期療養患者への医療の確保を図りつつ、入院医療の必要性が低いが、患者側の事情により長期にわたり入院している患者への対応として、特定療養費制度を活用して給付の在り方を見直すこととしてはどうか。

具体的なしくみの例

(ア) 対象者

療養病床等に6ヶ月を超えて入院している者（厚生労働大臣が定める状態にある者（ ）を除く。）

難病患者、精神疾患患者、結核患者などを想定。

(イ) 入院基本料の特定療養費化

- ・ 上記（ア）の者については、入院基本料を特定療養費化する。
- ・ 特定療養費として支給する額は、入院外の療養に要する費用等を勘案して定める。

(ウ) その他

- ・ 転院等に係る入院期間の取扱いについて見直しを行う。

平成14年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

- 老 健 局 -
平成13年9月28日現在

	(13年度予算額)	(14年度概算要求額)
老人保健福祉関係予算	1兆7,401億円	1兆8,272億円

老健局計上経費 [*]	1兆2,940億円	1兆3,963億円
----------------------	-----------	-----------

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

介護保険制度の安定運営の確保	1兆4,919億円
----------------	-----------

1. 介護給付費負担金 9,149億円
各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。
2. 調整交付金 2,287億円
全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)
3. 財政安定化基金負担金 221億円
都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。
4. 介護保険事務費交付金 252億円
市町村が行う要介護認定・要支援認定の事務処理に要する費用を交付。
5. 介護保険広域化支援事業費 5億円
広域化及び市町村合併を図る市町村に対して広域化等のためのシステム整備を支援。

- 1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム等の整備 1 , 2 2 8 億円

	1 4 年度整備量
特別養護老人ホーム	1 3 , 0 0 0 人分
介護老人保健施設	7 , 0 0 0 人分
介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）	4 , 0 0 0 人分
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	2 3 0 か所
短期入所生活介護（ショートステイ）	6 , 0 0 0 人分
通所介護（デイサービス）	1 , 2 0 0 か所
痴呆性高齢者グループホーム	5 0 0 か所
訪問看護事業所（訪問看護ステーション）	1 , 0 0 0 か所

2 施設整備費補助内容の改善による整備促進

- ・ 特別養護老人ホームについては、居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進。

これに伴い新型特養の入居者については、低所得者に配慮しつつ、ホテルコストの負担を求めることとする。（平成 1 5 年度から）

- ・ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）については、設置主体を民間企業等に拡大し、P F I 制度を活用した公設民営型による整備を促進。
- ・ 介護老人保健施設の入所者の療養環境の向上を図る観点から、個室・ユニット型施設への改修経費に対し補助。
- ・ ゴールドプラン 2 1 関連の老人福祉施設（新型特別養護老人ホーム含む）の補助基準の簡素・合理化。

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援等による介護サービスの質の向上	58億円
1 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援及び資質の向上	27億円
<p>ケアマネジメントリーダー活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域におけるケアマネジャーの支援体制を強化するため、基幹型在宅介護支援センターを核とし、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成を進めるとともに、その活動を支援。 	3.5億円
<p>基幹型在宅介護支援センター機能の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹型在宅介護支援センターにおける、介護支援専門員に対する助言・指導・情報提供等ができる者（ケアマネジメントリーダー）の配置を義務化。（事項要求） 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護支援センター運営事業費のうち、ケアマネジメントリーダーの配置に要する経費 	22億円
<p>介護支援専門員現任研修事業の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーの資質向上を図るため、現任研修における事例演習等を通じたより高度な専門研修課程の新設や、実務研修における新規カリキュラムの導入などを実施。 	1.9億円
2 痴呆介護技術等に関する研究と指導者の養成	6.4億円
<p>全国3か所の高齢者痴呆介護研究センターにおいて、痴呆性高齢者の介護技術等に関する研究を実施するとともに、地域において、介護技術の指導に当たる指導者の養成研修を実施。</p> <p>なお、14年度においては、痴呆性高齢者グループホームに対する第三者評価を実施。</p>	

要介護認定の仕組みの検討	17億円
--------------	------

要介護認定ソフト（改訂版）の開発

要介護認定の一次判定に用いる「要介護認定ソフト」について、新たな各種調査の結果等を踏まえたソフトを開発して、各自治体においてそのソフトに基づく試行的事業を実施。

介護報酬見直しに向けた取組	40億円
---------------	------

1 介護報酬見直しに係るシステム改修

37億円

介護報酬の見直しに係る市町村の事務処理システム及び国民健康保険団体連合会の審査支払システムのプログラム改修を行う。

2 介護事業経営実態調査

2.9億円

介護報酬見直しの基礎資料を得るため、全国の介護保険施設や指定居宅介護サービス事業者等を対象に、収支の状況、資産等の状況、従業員及び給与の状況等、その経営実態を調査。

福祉用具・住宅改修の普及・適切な活用の促進	5.3億円
-----------------------	-------

1 福祉用具・住宅改修研修事業

2.3億円

福祉用具・住宅改修の適切な活用が図られるよう、福祉用具販売事業者、住宅改修業者、介護支援専門員等に加え、在宅介護支援センターの職員、OT、PT等に対し、福祉用具・住宅改修に関する研修を実施。

2 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業

2.4億円

在宅介護支援センター等を活用し、福祉用具・住宅改修に係る地域の事業者協議会の開催、相談等に応じる専門家の登録・活用等、市町村レベルでの身近な相談援助体制の整備を図る。

3. 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業

58百万円

介護実習・普及センター等を活用し、福祉用具・住宅改修に係る広域的な事業者協議会の開催、市町村で対応できない高度で複雑な福祉用具の活用や住宅改修について相談援助体制の整備を図る。

介護予防・生活支援事業の着実な推進

500億円

介護予防・生活支援事業

高齢者ができる限り寝たきりなどの要介護状態にならずに自立した生活を送ることができるよう、転倒骨折予防教室、外出支援サービスなどの介護予防・生活支援や家族への支援策を総合的に推進。

保健事業の推進

314億円

1. C型肝炎緊急総合対策の推進のうち老人保健事業に関する部分（再掲）

31億円

40歳から70歳までの老人保健法に基づく健康診査の受診者に対し、5歳刻みで節目検診を行い、5年間で全員に肝炎ウイルス検査等を実施する。

なお、節目検診の対象以外の者についても、現に肝機能検査で要指導領域にある者等については、早期に二次検診として肝炎ウイルス検査を実施。

2. 保健事業第4次計画の着実な推進（再掲）

283億円

生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を図り、要介護状態となることを防止するため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を推進。

ゴールドプラン 2 1 の推進

区 分	平成 1 4 年度 整 備 量	(参考) 平成 1 6 年度 見 込 量
特別養護老人ホーム	13,000人分	3 6 万人分
介護老人保健施設	7,000人分	2 9 . 7 万人分
痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性高齢者グループホーム)	500か所	3,200か所
短期入所生活介護 / 短期入所療養介護	- 6,000人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 (9 . 6 万人分) (短期入所生活介護専用床)
通所介護(デイサービス) / 通所リハビリテーション(デイケア)	- 1,200か所	105百万回 (2 . 6 万か所)
訪問看護 訪問看護ステーション	- 1,000か所	44百万時間 (9,900か所)
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	4,000人分	1 0 . 5 万人分
高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス)	230か所	1,800か所

注：平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

特別養護老人ホームについては、4人部屋を主体としていた従来の居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進する。

これに伴い新型特養の入居者については、低所得者に配慮しつつ、ホテルコストの負担を求めることとする。(平成15年度から)(別紙1)

ケアハウスについては、規制改革推進3カ年計画を受け、設置主体を民間企業等に拡大し、自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的としてケアハウスを整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とすることにより、整備を促進する。(別紙2)